

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	火災
発生日時	令和4年1月31日 09時55分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港外港区旧木材港 鹿児島港外港沖防波堤東灯台から真方位284° 1,560m付近 (概位 北緯31° 32.0′ 東経130° 32.5′)
事故の概要	押船 <sup>かいこう</sup> 海航は、クレーン船 <sup>かいまき</sup> 海希と押船列を構成して係留中、海希から火災が発生した。
事故調査の経過	令和4年2月8日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 海航、18トン 293-28366熊本、有限会社中崎海工 B クレーン船 海希、約588トン なし、有限会社中崎海工
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型・特殊・特定 A 甲板員A、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	A なし B 倉庫内の、段ボール、木の廃材及びクレーン整備機器に焼損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aほか1人が乗り組み、船首部をB船の船尾部に連結して押船列を構成し、埋立て工事の目的で、B船の船首を東方へ向けて岸壁に船首着けとして係留していた。 船長Aは、B船の左舷船尾側の揚錨機とその舷側寄りの手すり（長さ約90cm、直径約5cmの支柱3本）との間が狭く、手すりの外側を通ると転落の危険があったので、手すりの位置を約50cm舷側に寄せた方が良いと考え、甲板員Aと、以前から時間に余裕がある時に手すりを移設しようという話をしていた。 甲板員Aは、埋立て工事中に時間ができたとき、B船の左舷船尾側の手すりの移設を思い立ち、船長等に伝えることなく、酸素ボンベ、アセチレンガスボンベ及びガスバーナーを使い、同手すりの支柱を甲板上から切断する作業（以下「本件溶断作業」という。）を1人で始めた。 船長Aは、甲板員Aが本件溶断作業を終えた5分ほどのち、もう1人の甲板員と共に甲板員AがいるB船の左舷船尾側へ行ったとき、何かが燃えている臭いを嗅ぎつけ、間もなく甲板上に設けた甲板下の倉

	<p>庫の通気口から白煙が出てきたので火災の発生に気付いた。</p> <p>船長Aは、初期消火を行う目的で、甲板員Aと共に右舷船尾側の階段を下りて甲板下の倉庫の扉を開けたものの、黒煙が充満して入ることができず、自力での初期消火は危険と判断し、消防署に通報した。</p> <p>B船の火災は、駆けつけた消防車によって消火活動が行われ、14時00分ごろ鎮火した。</p> <p>甲板員Aは、3本目の本件溶断作業中、ガスバーナーの炎を下向きに当てて支柱の付け根部分を切断した際に甲板に穴が開き、熔融した高熱の金属片が甲板下の倉庫内に落ち、不燃性のシートなどによる養生が施されていない段ボール等に引火し、火災が発生したのではないかと本事故後に思った。</p> <p>甲板員Aは、ガス溶接技能者の資格を持ち、日頃からガスバーナーを使った作業を行っていたが、本事故当時、本件溶断作業が簡単な作業なので、水を張ったバケツを用意しただけで、監視員を配置せず、不燃性のシートによる養生を施すこともなく、1人で作業を行うことができると思っていた。</p> <p>船長Aは、ガスバーナーを使った作業を行う際は、複数の人員で作業に当たり、事前に作業手順を確認し、不燃性のシートの設置など、養生を施した上で作業に当たれば良かったと本事故後に思った。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>A船は、B船と押船列を構成して係留中、甲板員Aが、本件溶断作業を行う際、甲板下の倉庫内の段ボール等に不燃性のシートなどによる養生が施されていない状態で、本件溶断作業を行ったことから、本件溶断作業により甲板に穴が開き、熔融した高熱の金属片が同倉庫内に落ちたことに気付かず、落ちた金属片が段ボール等に引火し、火災が発生したものと考えられる。</p> <p>甲板員Aは、本件溶断作業が簡単な作業であり、監視員を配置することも養生を施すことも必要ないと思ったことから、甲板下の倉庫内の段ボール等に不燃性のシートなどによる養生が施されていない状態で、1人で本件溶断作業を行ったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、A船がB船と押船列を構成して係留中、甲板員Aが、本件溶断作業を行う際、甲板下の倉庫内の段ボール等に不燃性のシートなどによる養生が施されていない状態で、本件溶断作業を行ったため、本件溶断作業により甲板に穴が開き、熔融した高熱の金属片が同倉庫内に落ちたことに気付かず、落ちた金属片が段ボール等に引火し、火災が発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガスバーナーを使う作業を行う者は、溶断、溶接のときに熔融されたものが付近の可燃物に飛散するなどして火災にならないよ</li> </ul>

	<p>う、不燃性のシート等による養生を行い、付近に消火器具を用意して作業を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ ガスバーナーを使う作業を行う者は、作業を行うに当たり、船長に報告し、指示を仰いでから作業を始めること。</li><li>・ 船内でのガスバーナーを使う作業は、不測の事態に対処できるよう、周囲の状況を把握する監視員を配置すること。</li></ul>
--	---